

令和4年度第2回熊本支部評議会議事概要報告

開催日時	令和4年10月25日(火) 14:00~15:15
開催場所	ZOOMによるオンライン開催
出席評議員	岩谷評議員、倉田評議員(議長)、田口評議員、徳富評議員、野間評議員、東評議員、吉弘評議員(50音順)
議題	<p>議題1: 令和5年度平均保険料率について</p> <p>議題2: 令和5年度重点施策と支部保険者機能強化予算について</p> <p>議題3: 更なる保健事業の充実について(報告)</p>
議事概要 (主な意見等)	<p>議事概要</p> <p>議題1: 令和5年度平均保険料率について</p> <p>資料1-1及び1-2に基づき、今後の収支見通しと令和5年度平均保険料率に関する論点を事務局から説明。</p> <p>【主なご意見等】</p> <p><被保険者代表></p> <p>他の評議員の方とは違った意見かと思うが、私は今から少しずつでも保険料率を上げていくという議論も必要ではないかと感じている。財政の赤字構造や収支見通しを踏まえたうえで、理事長は中長期的に10%を超えないようにしていきたいということだが、資料1-1の15ページや16ページを見ると、結局10年後には準備金を食いつぶしてしまう。保険料率の引き上げを先延ばしにして、このまま10%で行くことは将来世代に負担を強いることなのではないか。引き上げを先延ばしにして、いつか急激に保険料率が上がるということがある程度予想できるのであれば、我々の世代のうちからもう少し負担をして、将来の急激な引き上げをさらに先に延ばす、今のうちから負担をシェアリングするという必要ではないかと思う。</p> <p><事務局></p> <p>協会けんぽとしては、現在の平均保険料率10%が負担の限界だと考えている。これを上げることなくできるだけ長く10%維持したいと考えている。将来的にはおっしゃる通り、平均保険料率の引き上げを議論するタイミングがあることは予想できるが、協会けんぽとしては、保健事業や医療費適正化への取り組みを強化し、同時に国に対して、国庫補助の最大20%への引き上げ要望等も必要に応じてやりながら、できるだけ長く10%を維持していきたいと考えている。</p> <p><議長></p> <p>今、平均保険料率10%をできるだけ長く維持することが事業主、加入者ともにとって</p>

メリットのあることだとは思いますが、他方で、評議員のご指摘のように、将来的、長期的に見た場合に、保険料率を上げるのであれば、いきなりというのは負担が大きいので、ある程度、見通しを示す、あるいは経過措置のような形で段階的な引き上げで急激な負担増につながらないようにする、そういった方策もぜひお示しいただきたい。

<被保険者代表>

私も平均保険料率は10%が限界かなと思う。資料1-1の2ページを見ると、支出の割合で、前期高齢者納付金と後期高齢者支援金を合わせるとほぼ3分の1になっている。この部分については、皆で助け合っていくものとは思いますが、制度の性格的には、税金でもっと賄っていいものではないか。

併せて、我々保険加入者の負担についても、もう少し高所得者の負担を大きくしてもいいのではないかと。具体的には、標準報酬月額の上限の引き上げだ。そういったことをやったうえで、低所得者の方にも負担をお願いするというのが良いのではないかと思う。保険料率や高齢者医療への仕送りを考える際には、標準報酬月額の在り方や上限についても議論していただきたい。

<事務局>

まず、1点目、高齢者医療への国庫補助の増額について、我々としては、協会けんぽへの国庫補助の引き上げを求めています。

2点目の標準報酬月額の上限改定については、健康保険法の定めにより、標準報酬月額の上限該当者が全被保険者の1.5%を超えた場合に、上限を引き上げることができることとなっている。

<議長>

医療保険、社会保険において世代間連帯をどこまでやるのかとか、あるいは、所得再分配を医療保険の中でどこまでやるのかというご議論だと思う。非常に大きな視点なので、他の社会保険制度との整合性も考えつつ、どうあるべきか議論していただきたい。

議題2：令和5年度重点施策と支部保険者機能強化予算について

資料2に基づき、令和5年度の熊本支部重点施策と支部保険者機能強化予算について事務局から説明。

【主なご意見等】

<被保険者代表>

令和5年度重点施策の「事業所カルテを活用した健康宣言事業」について、この取り組みは、健康宣言をしたものの事業所によっては必ずしも取り組みがなされていないという課題が背景にあって、その解決に向けて新しく基準を設けて健康宣言事業をリニューアルするものと認識しているが間違いないか。

<事務局>

その通り。

<被保険者代表>

ぜひ、そういった課題、何が問題でどう解決したいのかということをしかり示してあげる、今後はこのように取り組んでいかないと健康宣言としては継続していかないとことを明示していただきたい。今、健康経営は企業ブランドを上げる狙いもあって、確実に広がっているのだから、協会けんぽが事業として正しく主導していくことが重要だ。

<学識経験者>

重点施策の「重症化予防」について、取り組みでどういった効果が出るのか、どのように効果につなげるのか、効果検証も当然やっていく必要があると思う。先ほど保険料率の議論があったが、熊本支部は令和4年度10.45%で全国5番目の高さ、結果的にこれを下げる効果を持った取り組みにすることが大事。

「要治療領域者に対する受診勧奨」は、継続している事業をさらに強化するということだと思うが、これまでの効果を検証してどこに重点を置いてどこを強化するのか、それが必要ではないか。

「事業所カルテを活用した健康宣言事業」については、この事業所カルテを当事業所もいただいた。図表で示されていて健康課題が分かりやすい、非常に良い資料だと思う。もし可能ならば、事業所ごとの健康課題や特徴について、協会けんぽとしての所見コメントがあるとさらに良い。ストレスチェックでは、総合的な判定がレポートされるので、同じような形で事業所が取り組むべき重要課題のようなものが具体的に示されると良いと思う。

「多剤・重複服用者等への服薬情報の通知事業」は、多剤服用で起こる健康障害、副作用、こういったポリファーマシーに関しては、医療提供側の課題でもあるが、一方で医療を受ける側の知識、理解、ヘルスリテラシーの向上も必要。非常に大事な取り組みなのでぜひ進めていただきたい。

<事務局>

1点目の「受診勧奨」に関しては、効果検証を踏まえながら進めていくべきではないかというご意見だと思う。まったくその通りであり、費用対効果を含めて検証しながら進めていくというのが重要だと認識している。ただ、即効性のある事業ではないのかなとも思っている。今まで病院に行っていなかった方に病院に行っていただくことになるので、短期的には逆に医療費がかかるだけということにもなると思われる。しかし、長い目で見たときには、医療費を削減する効果は大きいと思われるので、ある程度長期的な効果検証が必要と考えている。

2点目の、「事業所カルテ」については、協会けんぽからの所見コメントがあるとさらに分かりやすいというご意見。これについては、事業所カルテを配付する際に、必要に

応じて支部の保健師等がいろいろなお話を聞いてアドバイスをするということができるようにしていきたい。そういった中で、総合所見のようなものをより明確に事業所に理解していただくということにも努めていきたいと考えている。

3点目の、「多剤等による健康障害」については医療を受ける側のヘルスリテラシー向上が重要というご意見。これもその通り。この事業は対象が多剤服用等の本人なので、お薬を減らして医療費の適正化を図るという目的だけでなく、多剤服用等による健康障害のリスクも知っていただくこと、ヘルスリテラシーを向上させるという目的も大事にしていきたい。

<議長>

医療費の適正化は、個々の加入者の行動とか、事業主の働きかけなどが大きく影響するというので、そういう方にどう動いていただくか、理解していただくか、このアプローチのしかたは非常に難しく工夫が必要だと思う。また、多剤服用状況がどうなのか個人が薬剤師さんに聞いても、一つの薬局からの調剤とは限らないわけで、お薬手帳がなくては正しい情報は得られない。ならば複数の薬局の調剤情報を複合的に把握できる保険者から働きかけることは保険者の役割として大変重要。ぜひ進めていただきたい。

<被保険者代表>

「要治療領域者への受診勧奨」について、5年前から当事業所で実践している。当事業所は運送会社なので、「健康」はリスク管理において大変重要。特定保健指導対象者が出たら必ず協会けんぽに特保をやっていただくし、再検査、精密検査が必要な人には社長名で受診勧奨をしている。再検査に行くように指示を出して、「6か月以内に再検査や治療をしない場合は業務に従事できない可能性がありますよ」としている。脅しみたいになっているかもしれないが、業務上大きなトラックを長距離運転するので、健康障害がどれだけリスクで周囲にどれだけ迷惑をかけるかということをしつかり理解させるよう取り組んでいる。それがこの5年間でやっとドライバーさんたちに伝わって、健康経営の一つとして成果が出ている。再検査も100%行くようになった。協会けんぽからの働きかけだけでなく、企業経営者、従業員が皆で努力しないとこの結果は出ないと思う。

「多剤・重複服用者」については、トラック協会でも研修会があり、健康経営の一環として、従業員が飲んでいる薬を本人から申告してもらい、リストを作って会社で保管している。例えば、業務中に先で倒れたときに、血液サラサラの薬を飲んでいて手術ができないとか、そういう事態に備えることにもつながる。

「要治療領域者への受診勧奨」も「多剤・重複服用者対策」も事業所が従業員に対して、協会けんぽと一緒に働きかけるのが良いと思うので、協会けんぽから事業所を巻き込むような取り組みをお願いしたい。

<議長>

非常に参考になる取り組みで、他の事業所でもぜひ取り入れていただきたいことだ。協会けんぽの広報誌などでも取り上げていただくと事業主さん方の参考になるのではな

いかと思う。

<被保険者代表>

ヘルスリテラシーの向上について非常に大事だと思っている。若年期からの教育も重要で、学校教育で取り上げてもらえないかと思う。すでにカリキュラムがびっしりでなかなか難しいという話も聞くのだが、ぜひ、学校にやっていただけないか、協会けんぽから粘り強くお願いしてもらいたい。

<事務局>

いただいたご意見は前向きに検討したい。

議題3：更なる保健事業の充実について（報告）

資料3に基づき、更なる保健事業の充実について事務局から報告。

【主なご意見等】

<議長>

健診・保健指導の充実・強化ということで、年間に約250億円というお金はかかるが、病気になって治療というよりも予防に力を入れるというのは、結果的に医療費適正化効果のほうが大きいのではないかと思うので良い取り組みだ。

<事業主代表>

健診・保健指導について、会社が主導したり手配したり、そういった部分で忙しくなることはあるかと思うが、健康経営や健康に対する見方というのは今非常に注目されているので、事業所がしっかり対応すべきことだ。会社がしっかり取り組んでいるのを見て、従業員も自分の健康を考えたり、会社が自分のことを大切に考えてくれていると知ったり、とても良い循環ができる環境が整っていていると思う。協会けんぽの保健事業の充実に合わせてしっかり取り組んでいきたい。

<学識経験者>

健診自己負担額の引き下げ等の変更点について、令和5年1月から広報を展開するとあった。最近、新聞などもなかなか読んでもらえなかったりするので、情報を周知徹底する努力をお願いしたい。非常に良い取り組みだと思うので、だからこそ情報の周知が大事だということを心掛けていただきたい。

<学識経験者>

資料3の1ページの(3)で、「支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施」とあるが、「地域・職域の特性を踏まえた保健事業」とは、具体的にはどういったものが考えられるのか。

<事務局>

資料には、喫煙とメンタルヘルスを挙げているが、熊本支部ではこれらは事業所からのニーズによって、喫煙対策のアドバイスをしたり、メンタルヘルスであれば産業保健総合支援センターにつなげたりといった個別対応をしている。業界団体等とコラボしたセミナーから入って、事業所や個人への個別アプローチにつなげていく、といった取り組みをしている支部もあるが、熊本支部としてさらに踏み込んで、どのようなことができるのかというのはまだ具体的ではなく今後の検討課題である。

<学識経験者>

協会けんぽの「小規模事業所が多い」という特性を考えると、地域住民との重なりは多いわけで、地域に入り込んだ連携がもっと必要になるのではないかと思う。高齢化が進んで加入者が協会から後期高齢者医療にすぐ移行するということも増えるので、地域の課題を具体的な情報として共有する必要性も踏まえて、地域と職域の連携強化について検討していただきたい。

<議長>

熊本県としての課題や特徴については、国保だからとか協会けんぽだからということではなく、共通する部分があると思うので、地域特性をしっかりと捉えて事業を考えていけば効果が上がるというようなご指摘と思う。ぜひよろしく願いたい。

(以上)

特記事項

- ・次 回：令和5年1月
- ・傍 聴：報道機関1名